

別表

令和8年8月以降

ますみ荘 短期入所（ショートステイ）利用料金表（多床室）

①介護保険負担限度額認定1段階対象者

介護保険負担分			実費負担分		合計	1日分	⑥ 各個別 加算
	基本料金	③加算分	食費	居住費			
要介護1	603 円	61	300 円	0 円	要介護1	974 円	
要介護2	672 円				要介護2	1,043 円	
要介護3	745 円	+ 円			要介護3	1,116 円	
要介護4	815 円	※			要介護4	1,186 円	
要介護5	884 円	10			要介護5	1,255 円	

②介護保険負担限度額認定2段階対象者

介護保険負担分			実費負担分		合計	1日分	⑥ 各個別 加算
	基本料金	③加算分	食費	居住費			
要介護1	603 円	61	600 円	430 円	要介護1	1,704 円	
要介護2	672 円				要介護2	1,773 円	
要介護3	745 円	+ 円			要介護3	1,846 円	
要介護4	815 円	※			要介護4	1,916 円	
要介護5	884 円	10			要介護5	1,985 円	

③介護保険負担限度額認定3段階①対象者

介護保険負担分			実費負担分		合計	1日分	⑥ 各個別 加算
	基本料金	③加算分	食費	居住費			
要介護1	603 円	61	1,030 円	430 円	要介護1	2,134 円	
要介護2	672 円				要介護2	2,203 円	
要介護3	745 円	+ 円			要介護3	2,276 円	
要介護4	815 円	※			要介護4	2,346 円	
要介護5	884 円	10			要介護5	2,415 円	

④介護保険負担限度額認定3段階②対象者

介護保険負担分			実費負担分		合計	1日分	⑥ 各個別 加算
	基本料金	③加算分	食費	居住費			
要介護1	603 円	61	1,360 円	530 円	要介護1	2,564 円	
要介護2	672 円				要介護2	2,633 円	
要介護3	745 円	+ 円			要介護3	2,706 円	
要介護4	815 円	※			要介護4	2,776 円	
要介護5	884 円	10			要介護5	2,845 円	

⑤介護保険負担限度額認定4段階（基準段階）

介護保険負担分			実費負担分		合計	1日分	⑥ 各個別 加算
	基本料金	③加算分	食費	居住費			
要介護1	603 円	61	1,700 円	1,015 円	要介護1	3,389 円	
要介護2	672 円				要介護2	3,458 円	
要介護3	745 円	+ 円			要介護3	3,531 円	
要介護4	815 円	※			要介護4	3,601 円	
要介護5	884 円	10			要介護5	3,670 円	

日用品、嗜好品などは別途自己負担となります。

料金表の見方に関しては別紙を参照してください。

介護保険負担分③加算部分の※のみ1ヶ月で10円となっています。

ますみ荘 短期入所（ショートステイ）利用料金表（個室）

①介護保険負担限度額認定1段階対象者

介護保険負担分			実費負担分		合計	1日分	⑥ 各個別 加算
	基本料金	②加算分	食費	居住費			
要介護1	603 円	61	300 円	380 円	要介護1	1,354 円	
要介護2	672 円				要介護2	1,423 円	
要介護3	745 円	+ 円			要介護3	1,496 円	
要介護4	815 円	※			要介護4	1,566 円	
要介護5	884 円	10			要介護5	1,635 円	
			=		+		

②介護保険負担限度額認定2段階対象者

介護保険負担分			実費負担分		合計	1日分	⑥ 各個別 加算
	基本料金	②加算分	食費	居住費			
要介護1	603 円	61	600 円	480 円	要介護1	1,754 円	
要介護2	672 円				要介護2	1,823 円	
要介護3	745 円	+ 円			要介護3	1,896 円	
要介護4	815 円	※			要介護4	1,966 円	
要介護5	884 円	10			要介護5	2,035 円	
			=		+		

③介護保険負担限度額認定3段階①対象者

介護保険負担分			実費負担分		合計	1日分	⑥ 各個別 加算
	基本料金	②加算分	食費	居住費			
要介護1	603 円	61	1,030 円	880 円	要介護1	2,584 円	
要介護2	672 円				要介護2	2,653 円	
要介護3	745 円	+ 円			要介護3	2,726 円	
要介護4	815 円	※			要介護4	2,796 円	
要介護5	884 円	10			要介護5	2,855 円	
			=		+		

④介護保険負担限度額認定3段階②対象者

介護保険負担分			実費負担分		合計	1日分	⑥ 各個別 加算
	基本料金	②加算分	食費	居住費			
要介護1	603 円	61	1,360 円	980 円	要介護1	3,014 円	
要介護2	672 円				要介護2	3,083 円	
要介護3	745 円	+ 円			要介護3	3,156 円	
要介護4	815 円	※			要介護4	3,226 円	
要介護5	884 円	10			要介護5	3,295 円	
			=		+		

⑤介護保険負担限度額認定4段階（基準段階）

介護保険負担分			実費負担分		合計	1日分	⑥ 各個別 加算
	基本料金	②加算分	食費	居住費			
要介護1	603 円	61	1,700 円	1,331 円	要介護1	3,705 円	
要介護2	672 円				要介護2	3,774 円	
要介護3	745 円	+ 円			要介護3	3,847 円	
要介護4	815 円	※			要介護4	3,917 円	
要介護5	884 円	10			要介護5	3,986 円	
			=		+		

日用品、嗜好品などは別途自己負担となります。

料金表の見方に関しては別紙を参照してください。

介護保険負担分②加算部分の※のみ1ヶ月で10円となっています。

○料金表の各段階に関しましてはご利用者の世帯の収入等によって異なります。各段階の基準は以下の通りです。

利用者負担段階	対象となる収入状況（本人のみ）	預貯金額（本人又は夫婦）
①、第1段階	老齢年金、生活保護受給者	単身 1,000 万円、夫婦 2,000 万円以下
②、第2段階	合計所得、課税年金額が年 80 万円以下	単身 650 万円、夫婦 1,650 万円以下
③、第3段階①	合計所得、課税年金額が年 80～120 万円以下	単身 550 万円、夫婦 1,550 万円以下
④、第3段階②	合計所得、課税年金額が年 120 万円超	単身 500 万円、夫婦 1,500 万円以下
⑤、第4段階	上記内容に当てはまらない方（基準費用）	

①～④の段階は本人、世帯全員の住民税非課税が条件になります。収入状況、預貯金額のどちらかでも条件に満たさない場合は⑤第4段階となります。どの段階に該当するか確認して料金表を参照してください。なお、第1段階～第3段階②に該当する方は市への申請が必要となります。

○体制加算

介護保険負担分の③加算部分の金額に関しましては体制加算の総額となっております。（体制加算とは必要な人員を確保し、十分なケアが行える体制が整っている際に頂く加算となっております）

内訳は、サービス提供体制強化加算Ⅰ（22 円/日）、看護体制加算Ⅰ（4 円/日）、看護体制加算Ⅱ（8 円/日）、夜勤職員配置加算Ⅲ（15 円/日）、機能訓練体制加算Ⅰ（12 円/日）、生産性向上推進体制加算Ⅱ（10 円/月）となります。

○各個別加算

料金表の⑥各個別加算に関しましては必要に応じて算定させていただきます。主に算定されている加算は以下の通りです。（算定加算は個人によって異なります）

送迎加算	184 円/回	送迎サービスを利用された場合 1 回（片道）分として算定。
療養食加算	8 円/回	医師の指示箋に基づく療養食を提供した場合に算定（1 日 3 回）
個別機能訓練加算	56 円/日	他職種で共同して個別機能訓練計画を作成し、適切な機能訓練が行われる場合に算定。
緊急短期入所受入加算	90 円/回	急用等、緊急で受入を行った場合、入所日から 7 日間算定（月をまたぐ場合は最大で 14 日間算定）
看取り連携体制加算	64 円/日	かかりつけ医等、回復の見込がないと判断した場合、ご利用者やご家族の意思を尊重し、医師、看護師、介護職員等が連携し、施設内で看取りケアを行った場合に算定。死亡日から遡って 30 日以内に利用があった場合、最大 7 日間算定（利用していない月でも請求が発生する可能性有り）

上記は一例です。施設、ご利用者の状態等によっては上記以外の加算の検討する場合もございます。

また上記加算に加え、介護職員等処遇改善加算Ⅰ（ロ）（基本料金、加算部分③、個別加算総額の 17.6%）を算定しています。

なお、別紙料金表の基本料金、上記の加算金額は全て 1 割負担での記載となっております。2 割負担又は 3 割負担の方はそれぞれの負担割合で計算してください。（食費、居住費は変わりません）

○食費に関して

料金表に記載しているものは1日の合計ですが、食費は1食毎でご負担頂く形になります。

・第1段階～第3段階の方

朝食…425円 昼食…560円 夕食…560円 1日計 1,545円

・第4段階の方

朝食…460円 昼食…620円 夕食…620円 1日計 1,700円

第1段階～第3段階の方に関して、利用当日の食費合計額が料金表に記載されている1日の上限額に満たない場合は、当日の合計額をご負担頂きます。

○高額介護サービス費制度

高額介護サービス費とは、1ヶ月に支払った利用料金が上限額を超えた場合、超えた分が払い戻される制度です。（料金表の介護保険負担分と各個別加算部分が該当します。食費、居住費は該当しません。）

区分		負担上限額（月額）
課税所得 690 万円（年収 1,160 万円）以上		140,100 円
課税所得 380 万円（年収 770 万円）～ 課税所得 690 万円（年収 1,160 万円）未満		93,000 円
市町村民税課税～課税所得 380 万円（年収 770 万円）未満		44,400 円
世帯全員が市町村民税非課税		24,600 円
	前年の年金収入+その他所得が 80 万円以下	24,600 円
		15,000 円（個人）
生活保護受給世帯		15,000 円

※負担上限額は世帯での上限金額となります。（一部のみ個人上限額があります）

※高額介護サービス費制度は申請しなければ適用されません。過去に申請し適用されている場合は継続されます。

○社会福祉法人による利用者負担軽減制度

市町村民税世帯非課税であって、次の要件を全て満たす方のうち、その方の収入や世帯状況、利用者負担等を総合的に考え、生計が困難であると市町村が認めた場合に利用できる軽減制度です。

条件は以下の通りです。

- ①年間収入が単身で 150 万円、世帯員が 1 名増えるごとに 50 万円を加算した額以下であること。
- ②預貯金額が単身で 350 万円、世帯員が 1 名増えるごとに 100 万円を加算した額以下であること。
- ③日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。
- ④負担能力のある親族等に扶養されていないこと
- ⑤介護保険料を滞納していないこと。

軽減は料金表の介護保険負担部分（各個別加算含む）、食費、居住費が各 25%軽減されます。

ただし、前述の介護保険利用者負担段階が 2 段階に該当される方に関しては、高額介護サービス費制度の軽減の方が上回る為、食費、居住費のみ 25%軽減となります。